

野々市市監査公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典
野々市市監査委員 大 東 和 美

- 1 定期監査の実施年月日 令和 3 年 1 月 18 日（月）
- 2 定期監査の結果報告書の提出年月日 令和 3 年 2 月 8 日（月）
- 3 措置通知があった年月日 令和 3 年 2 月 15 日（月）
- 4 措置を講じた部局 健康福祉部健康推進課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（意見）	措置の内容
助成行政 不妊治療費助成事業のうち男性不妊治療について、市民に対して一層の周知をされるよう励まされたい。	男性不妊治療助成費用助成には、県の特定不妊治療助成に対する上乗せ助成であるが、現時点において、県の助成対象となっている方がいない。そのため、市の助成制度を利用するに至っていない。 現在は、市のホームページで周知しているが、よりわかりやすいものに見直し、広報にも掲載し、周知の強化を図っていききたい。